

事業報告 第13期

(令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで)

1. 奨学事業(公益目的事業1)の実施状況

(1) 令和7年度(2025年度)の奨学生35名に対し、一人当たり月額3万円の奨学金を支給した(34名は1年分支給、大学院2年生1名は早期修了により半年分支給)。

	本年度応募者	本年度採用者
大学3年生	7名	6名
大学4年生	5名	4名
大学院1年生	11名	9名
大学院2年生	18名	16名
合計	41名	35名

(2) 財団の広報活動を行った。

指定校(①慶應義塾大学、②九州大学、③九州工業大学、④兵庫県立大学、⑤大阪公立大学、⑥長崎大学、⑦宇都宮大学、⑧同志社大学、⑨関西大学、⑩埼玉大学及び⑪神戸大学の11校)の奨学金担当窓口に対して、当財団の活動について説明し、奨学事業について協力を依頼した。また、広報活動の一環として、ホームページの掲載内容を充実させた。

(3) 下記の要領で奨学生交流会を実施した。

九州地区、関西地区、関東地区ごとに交流会を開催し、奨学生より学業への取り組みや生活状況の報告の受け、奨学生同士の交流を図り、懇親を深めた。

① 九州地区交流会(令和7年(2025年)12月23日)

九州地区の令和7年度(2025年度)奨学生(九州大学1名、九州工業大学2名及び長崎大学2名、合計5名)が参加し、株式会社大島造船所(長崎県西海市)において建造中の船内やエンジンルーム・機関室などを見学し、その後、オリーブベイホテル(長崎県西海市)において懇親会を実施した。

② 関西地区交流会（令和8年（2026年）2月4日）

関西地区の令和7年度（2025年度）奨学生（兵庫県立大学0名、大阪公立大学3名、同志社大学1名、関西大学2名及び神戸大学1名、合計7名）が参加し、株式会社ダイゾー本社（大阪市）において、令和5年（2023年）に新造した船台、かつて造船所であったヤード・ドック跡地、現在の倉庫及び工場の見学会を実施し、その後、懇親会を行った。

③ 関東地区交流会（令和8年（2026年）3月4日）

関東地区の令和7年度（2025年度）奨学生（慶應義塾大学1名、宇都宮大学1名及び埼玉大学2名、合計4名）が参加し、サンシャインクルーズ・クルーズ（東京都豊島区）において当財団の設立者である株式会社大阪造船所（現：株式会社ムーンエレファントジャパン）の歴史映像等を視聴し、設立趣旨の理解を深め、その後、懇親会を行った。

2. 会議の開催状況及び決議の内容の概要

(1) 第45回理事会・・・令和7年（2025年）5月21日

- ① 令和6年度（2024年度）決算の承認の件・・・承認可決
- ② 令和6年度（2024年度）定期提出書類（事業報告等の提出）の承認の件・・・承認可決
- ③ 評議員会への役員等候補者上程の承認の件・・・承認可決
- ④ 第26回評議員会（定時評議員会）招集の件・・・承認可決

(2) 第46回理事会・・・令和7年（2025年）6月9日

- ① 理事長の選定の件・・・承認可決

(3) 第47回理事会・・・令和8年（2026年）1月14日

- ① 第27回評議員会招集の件・・・承認可決

(4) 第48回理事会・・・令和8年（2026年）2月18日

- ① 内部規程（奨学金規程）改定の件・・・承認可決

- ② 令和8年度（2026年度）事業計画書等の承認の件・・・承認可決
- ③ 変更届出書（変更の届出）の承認の件・・・承認可決
- ④ 定期提出書類（事業計画書等の提出）の承認の件・・・承認可決

(5) 第26回評議員会（定時評議員会）・・・令和7年（2025年）6月9日

- ① 令和6年度（2024年度）決算の承認の件・・・承認可決
- ② 理事1名の選任の件・・・承認可決
- ③ 評議員1名の選任の件・・・承認可決

(6) 第27回評議員会・・・令和8年（2026年）2月18日

- ① 令和8年度（2026年度）事業計画書等の承認の件・・・承認可決

(7) 第12回選考委員会・・・令和7年（2025年）6月20日

- ① 令和7年度（2025年度）奨学生選考基準の承認の件・・・承認可決
- ② 令和7年度（2025年度）奨学生の選考の件・・・承認可決

3. 法人の運営体制の充実を図るための取組

公益目的事業を安定的かつ継続的に実施するため、理事会及び評議員会を中心とした法人の運営体制の充実に取り組んだ。具体的には、理事会、評議員会、選考委員会を定期的に行うことにより、事業計画、予算・決算、奨学生の選考方針等の重要事項について十分な審議を行うことにより、法人運営の透明性及び適正性の確保を図った。

また、理事、監事、評議員、選考委員、奨学生及び事務局のコミュニケーションを充実させるため、必要に応じて懇親会を実施している。その他、奨学事業研究会において他財団と意見交換を行い、外部アドバイザーにも法人運営についてサポートを受けている。

以 上

事業報告の附属明細書

第13期

(令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで)

第13期事業報告において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」はない。